

令和元年十一月一日受領
答弁第四八号

内閣衆質二〇〇第四八号

令和元年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出在日北朝鮮当局者の強制送還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出在日北朝鮮当局者の強制送還に関する質問に対する答弁書

我が国においては、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第二百十九号）において退去強制手続を定めており、国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号の主文第十三項に定める義務を履行するための措置が既に講じられているところである。